

●結核指定医療機関 手続一覧

	事 由	提 出 物	備 考（提出期限等）
新規	(1) 新規開設	○結核指定医療機関指定申請書（様式1）	指定希望日（公費負担の結核医療を始める日）まで ※指定日は、原則遡及できません。
辞退	(2) 指定医療機関の廃止 (3) 開設者が死亡又は失踪宣告を受けたとき (4) その他指定医療機関を辞退する必要があるとき	○結核指定医療機関辞退届（様式4） ○発行済み指定書（様式3）	辞退の日から30日以上前 （開設者の死亡・失踪宣告の場合は10日以内）
辞退して新規	(5) 開設者が指定医療機関の施設を他人に譲渡するとき (6) 開設者が個人から法人又は法人から個人となるとき (7) 開設者が変わるとき (8) 診療所を病院に変える又は病院を診療所に変えるとき (9) 指定医療機関の所在地が変わるとき	○結核指定医療機関辞退届（様式4） ○結核指定医療機関指定申請書（様式1） ○発行済み指定書（様式3）	辞退の日から30日以上前かつ指定希望日（公費負担の結核医療を始める日）まで ※指定日は、原則遡及できません。
変更	(10) 指定医療機関の名称を変更したとき (11) 開設者の氏名を変更したとき（養子縁組、婚姻、法人の名称変更等） (12) 開設者の住所を変更したとき (13) 法人の代表者を変更したとき	○結核指定医療機関変更届（様式5） ○発行済み指定書（様式3）	

- ・様式及び申請フォームは市公式ウェブサイト（ページID：1039476）に掲載しています。窓口での受付時間は、平日 午前9時～午後5時です。
- ・新規申請で指定日を遡る必要がある場合は、事前にご連絡ください。
- ・紙で提出する場合、提出が遅れたときや、変更届・辞退届を提出する際に発行済みの指定書の原本を添付できないときは、理由書も提出してください。
- ・区画整理による地番変更は、医療機関・開設者のどちらの場合でも、新住所がわかるものを提出するのみで、指定書の変更手続きは不要です。
（指定書の書き換えを希望する場合は、変更届、発行済み指定書及び新住所がわかるものを提出することで、新しい指定書を発行できます。）
- ・指定書の交付には1か月程度かかります。